

施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実

施策期間

目標達成年度：平成23年度（基準年度：平成18年度）

主管課（課長名）

文化庁文化財部伝統文化課長（白間 竜一郎）

関係局課（課長名）

文化庁文化財部美術学芸課（栗原 祐司）、同部記念物課（串田 俊巳）、同部参事官（建造物担当）（大和 智）

施策の概要

貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。

評価

文化財行政担当者研修への参加状況を示す参考指標において前年度の数字を下回るなど課題がみられたが、全ての判断基準について十分な進捗が得られた。特に文化財の保護継承・活用のための基盤整備については、優れた進捗が得られた。

達成目標

達成目標12-2-1 A

保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づいて、文化財のうち重要なものの指定等を積極的に行う。特に、近代の文化財については、平成8年に近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究会議「近代の文化遺産の保存と活用について」にて報告があるとおり、我が国の社会・産業構造の変化や国民生活・意識の変化により、その価値が十分認識されないまま失われつつあることから、早急な保護が望まれており、これまでも文化財保護法の改正により指定基準の見直しや、登録文化財制度の導入など、近代の文化遺産の保護に向けた取組を進めている。このため、指定等文化財のうち近代の分野のものの割合を指標として設定し、文化財の指定等の累計件数を参考指標とする。

・判断基準 12-2-1：指定等文化財のうち近代の分野の割合

判断基準	指定等文化財のうち近代の分野のものの割合（伸び率）
	S=3ポイント以上 A=0~3ポイント未満 B=-3~0ポイント未満 C=-~-3ポイント

平成21年度末現在の文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の指定等件数（累積総数）は24,299件であり、そのうち近代の分野のものは32.3%と増加しており、想定通り達成している。

（指標・参考指標）

	17	18	19	20	21
1.文化財の指定、選定及び登録の件数（累積総数）	21,292	22,025	23,052	23,741	24,299
2.近代の分野のものの割合（%）	22.3	24.1	26.7	29.4	32.3

（指標に用いたデータ・資料等）

・「文化財の指定、選定及び登録の件数」「近代の分野の割合」

(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成22年5月)(基準時点又は対象期間：平成22年4月1日)
 (所在：「文化庁ホームページ」<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/index.html>、当課調べ)

達成目標12-2-2 A

文化財の種類や特性に応じて、計画的に修復その他の保存に必要な措置を実施することにより、適切な状況で文化財を保存・継承する。特に史跡等については、所有者が多数にわたるため所有者による管理が適切に行われない恐れが極めて高く、通例、その土地を管轄する地方公共団体を管理団体に定めて管理が行われている。また、管理団体は保存のために必要な措置をはじめ、管理経費の負担など、事実上所有者と同様の責任を負うこととなっていることから、史跡等指定地の買い上げを、地方公共団体に行わせ、一括して管理を行うことが史跡等を適切に保護する上で最も相応しい。このため、史跡等の面積のうち公有地の割合を指標として設定し、文化財の保護・継承のための補助件数等を参考指標とする。

・判断基準 12-2-2：史跡等の面積のうち公有地の割合

判断基準	公有化の割合
	S = 60%以上
	A = 55～60%未満
	B = 50～55%未満
	C = 50%未満

指定にともなう史跡等の指定地が増加するなか、文化財の適切な保存を図るために必要な指定地の公有化を実施している。平成21年度においては石見銀山遺跡や箱根関跡など110haを公有地化し、その割合が57.9%となっており、基準年度の前後数年の数値と比較して、おおむね順調に進んでいると判断できる。また、文化財の保存・継承に必要な修理等に対し、1,097件の補助を行っており、国宝・重要文化財等の計画的な保存修理の実施等によって適切な文化財の保存・継承が図られていると判断できる。

(指標・参考指標)

	17	18	19	20	21
史跡等の公有化面積 (ha)	104	123	163	123	110
史跡等の公有地の割合 (%)	58.5	58.9	57.4	57.5	57.9
文化財保存に関する補助金額 (百万円)	11,655	11,646	12,157	13,375	15,024
文化財の保護・継承のための補助件数 (件)	982	988	955	1,038	1,097

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・「史跡等の公有地化面積及び公有地の割合」
 (作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成22年6月)(基準時点又は対象期間：平成22年3月)
 (所在：文化庁)
- ・「文化財保存に関する補助金額、保護・継承のための補助件数」
 (作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成22年5月)(基準時点又は対象期間：平成22年3月末)
 (所在：文化庁)

達成目標12-2-3 A

文化財の特質やその適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて国民にわかりやすい形でその公開・活用を促進する。ただし、文化財は脆弱なものが多いため、その公開・活用方法においては適切な手法が求められる。このため、文化庁長官が、あらかじめ重要文化財等の公開が文化財の保存上適切な施設であると承認している施設(公開承認施設)において重要文化財が出品された展覧会数との割合を指標として設定する。

・判断基準 12-2-3：公開承認施設数と公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合

判断基準	公開承認施設数と公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合
	S = 150%以上
	A = 100%以上～150%未満
	B = 60%以上～100%未満
	C = 60%未満

公開承認施設数と公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合が100%を超えており、公開・活用が図られていると判断できる。また、平城宮跡第一次大極殿正殿の復元についても、平成22年完成に向け順調に進んでいる。

(指標・参考指標)

	17	18	19	20	21
公開承認施設数	105	109	108	109	115

公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数	112	136	131	128	119
公開承認施設数と公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合(%)	107	125	121	117	103

(指標に用いたデータ・資料等)

・「公開承認施設数」「公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数」「公開承認施設数と公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合」

(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成22年3月末)(基準時点又は対象期間：平成22年3月)

(所在：文化庁)

達成目標12-2-4 S

専門的機関やNPOなどとの適切な連携協力の促進、文化財に携わる人材の確保と資質の向上、文化財保護に関する国民への普及活動等を通じて、文化財の保護継承・活用のための基盤を整備する。そのためには、より住民と身近な地方公共団体の職員が文化財保護行政を十分に理解しておく必要がある。このため、文化庁が実施している、都道府県及び市(区)町村等で文化財行政に携わる者を対象に職務遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する研修(文化財行政講座)のアンケート結果を指標として設定し、学芸員等の資質の向上を図るための事業への参加者数、次代を担う子どもたちに対し伝統文化を修得できる機会を提供する伝統文化こども教室事業の採択件数を参考指標とする。

・判断基準 12-2-4 :文化財行政講座における受講者アンケートで、受講して大変参考になった・参考になったと回答した人の割合

判断基準	受講者アンケートで、受講して大変参考になった・参考になったと回答した人の割合
	S=80%以上
	A=70%以上
	B=60%以上 C=60%未満

平成21年度の文化財行政講座の受講者から、受講して大変参考になった・参考になったという回答が100.0%あったことから、想定した以上に達成している。また、学芸員等の資質の向上を図るための事業への参加が、指定文化財(美術工芸品)企画展示セミナーへの参加者が49名、美術館等運営研究協議会への参加者が38名、伝統的建造物群保護行政研修の基礎研修への参加者が46名、実践研修への参加者が57名あった。更に、伝統文化こども教室事業の採択件数も5,232件となっており、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深める取り組みが図られている。一方で美術館等運営協議会への参加者が減少しており、来年度への課題がみられた。なお、伝統文化こども教室事業については、事業仕分けの結果、地方が行うべき事業とし「国の事業として行わない」とされたため、段階的に事業を縮小し平成23年度限りで廃止することとした。

(指標・参考指標)

	17	18	19	20	21
受講者アンケートで、受講して大変参考になった・参考になったと回答した人の割合(%)	92.3	95.9	90.1	98.4	100.0
指定文化財(美術工芸品)企画展示セミナーへの参加者(人)	47	52	55	51	49
美術館等運営研究協議会への参加者(人)	47	173	134	81	38
伝統的建造物群保護行政研修の基礎研修への参加者(人)	40	41	52	51	46
伝統的建造物群保護行政研修の実践研修への参加者(人)	32	70	54	49	57
伝統文化こども教室事業の採択件数	2,595	3,365	4,171	4,694	5,232

(指標に用いたデータ・資料等)

・文化財行政講座受講者アンケート結果

(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成21年11月)(基準時点又は対象期間：平成21年11月)

(所在：文化庁)

・指定文化財(美術工芸品)企画展示セミナー参加者数

(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成22年3月末)(基準時点又は対象期間：平成22年3月末)

(所在：文化庁)

・美術館等運営研究協議会への参加者数

(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成22年3月末)(基準時点又は対象期間：平成22年3月末)

- (所在：文化庁)
- ・伝統的建造物保護行政研修の基礎研修
(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成21年7月1日)(基準時点又は対象期間：平成21年7月1日)
(所在：文化庁)
- ・伝統的建造物保護行政研修の実践研修
(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成21年11月11日)(基準時点又は対象期間：平成21年11月11日)
(所在：文化庁)
- ・伝統文化こども教室事業採択数
(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成22年4月)(基準時点又は対象期間：平成22年3月末)
(所在：文化庁「伝統文化こども教室」ホームページ <http://www.dentoubunka-kodomo.jp>)

必要性・有効性・効率性分析

【必要性の観点】

文化財は、我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産であるとともに、現在及び将来の社会の発展向上のために無くてはならないものである。このため、引き続き、文化財保護法に則り、貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする必要がある。

【有効性の観点】

文化財保護法は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としている。施策を実施することにより、文化財を適切に次世代へ継承するとともに、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深め、それにより、文化財の保存及び活用の充実を図ることに資することから有効である。

【効率性の観点】

(事業のインプット)

文化財の保存及び活用の充実に関する 平成21年度予算：62,219百万円
(内訳)

・史跡等の保存・活用	26,570百万円
・国宝・重要文化財等の保存事業の促進等	12,013百万円
・伝統芸能等の伝承	9,951百万円
・地域文化活動活性化推進事業等	859百万円
・国立文化財機構整備運営等	12,826百万円

(事業アウトプット)

本事業の実施により、文化財保護法の目的である文化財を適切に次世代へ継承するとともに、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解が深まるといった効果が見込まれる。

(事業アウトカム)

上記のような諸施策を着実に実施していくことにより、文化財の保存及び活用の充実を図ることができる。

施策への反映(フォローアップ)

【予算要求への反映】

評価対象施策の改善、廃止等の見直し

【機構定員要求への反映】

定員要求に反映

【具体的な反映内容について】

近代遺跡で取り扱う第二次世界大戦終結時の物件が、概ね60年以上経過し、学会等で学術的価値が認められるようになってきた。このことを踏まえ、近代の遺跡に関連する価値や特性を判断するための「近代文化遺産総合緊急調査」を行うとともに、史跡として指定するための準備が整った物件から順次指定を行う。このため、近代遺跡の史跡に関する体制強化を図る必要がある、文化財調査官2名の定員措置が行なわれることとなった。

昨今、文化財建造物は放火や毀損といった犯罪行為や温暖化に伴う豪雨、強風、有害鳥獣・虫害といった新たな要因による被害が多く発生している。高齢化・過疎化など社会状況の変化により、文化財建造物の防災面での脆弱化も著しい。また、重要文化財建造物の近代建築等への指定が増加し、これらの中には、常時不特定多数の利用者が滞留する施設も多く、消防法による各種設備の設置義務が伴うものが増えている。こうし

た状況に対応するため防災事業の専門的、技術的指導・助言、防災対策の調査・分析、情報収集、防災施設設置のための指針や基準の策定等を行う文化財調査官1名を要求する。

動産文化財である美術工芸品についても、近年における経済の低迷や地域連帯の希薄化等に伴い、文化財の保存・管理体制が十分機能しているとはいえ、社寺等を中心に火災・盗難等の事件が続発している。

また、美術工芸品は適切な保存管理を前提に公開活用を進めることも重要であるが、近年、保存修復や展示・輸送中におけるき損・劣化等の事故が後を絶たず、必ずしも関係者に安全管理意識が浸透しているとは言い難い。一方で、とくに国宝・重要文化財クラスの美術工芸品については、文化芸術に対する国民の関心が高まっていることもあり、その種別・特性等に応じて保存公開の基準を見直すなど、きめ細かな対応が求められている。こうした状況に対応するため、美術工芸品の防災・防犯対策の企画立案や指導助言、美術工芸品の保存管理等に係る基準等の策定を行う美術品危機管理対策専門官1名を要求する。

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であるとともに、各地域住民の祖先などが積み重ねてきた歴史の証である。しかしながら、一方では、日本の国土は狭く、先人たちの生活の痕跡が生活適地を中心に多数残されており、これら全てを開発から保護することは困難であることから、土地利用の改変や再開発等に伴い、33,090箇所の埋蔵文化財が既に消滅している。埋蔵文化財は、一度破壊されると元に戻すことは不可能である。一年間に全国各地で、約46,000件以上の開発工事などが行われており、そのうち約9,000件の発掘調査が行われている。これらの発掘調査について、法律上の経費負担や罰則規定が無いことから、十分な発掘調査を実施することなく工事に着手してしまうなどの問題が生じている。こうした状況に対応するため発掘調査に関する基準等を定める新制度の企画・立案、関係省庁や民間団体等の協議・連絡調整、発掘調査に関する新制度の企画立案に必要な調査・分析、新制度導入後のフォローアップ調査・分析等を行う埋蔵文化財係長1名を要求する。

国が新たに指定等を行う文化財のうち、我が国の近代化の過程で生み出された貴重な文化財でありながらも、社会の変化のなかで急速に失われつつある近代の分野のものの指定等を積極的に行うことにより、文化財の保護対象の裾野を広げることを目指す。

史跡等に指定された地域内の土地等については、そこに所在する遺跡等を保護するため、現状変更許可制度により規制することとされている。史跡等の地方公共団体による買い上げは、史跡等の保存のための土地利用制限に対し、財産権尊重のためにとられる補償的措置として行われるものである。このため、地方公共団体が実施する公有化事業へ補助等を行うとともに、史跡等の適切な保存、管理、整備及び公開を推進する。

また、古墳壁画の保存対策に対しても、引き続き、高松塚古墳については恒久的な保存方針に沿って古墳から取り出された石室の壁画及び石材の修理を行い、キトラ古墳については壁画の取り外し及び取り外した壁画の修理を行い、適切な保存及び活用に努める。

文化庁長官が承認した博物館その他の施設で、館藏品のみならず所有者への勧告等により相当数（平成21年度の勧告、承認による出品数：778件）の重要文化財等を出品することにより、国民の文化に対する理解と関心を高めることができる。このため、重要文化財等公開促進事業等の支援を行うことで、適切な文化財の公開を行い、国民の文化に対する理解と関心を高める。

文化財に携わる人材の確保と資質の向上について、引き続き、専門家に対する文化財の保存、活用に関する研修を行うとともに、都道府県及び市区町村の文化財行政に携わる者を対象に職務遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する講習会を行う。その際、研修内容などの定着についてのアンケートの実施などについて検討を行う。

【事業仕分け、行政事業レビューの指摘について】

事業仕分けについて（平成21年11月）

- ・「伝統文化こども教室」

国の事業として行わないとの評価をされたところである。また、事業仕分けに対する国民から意見を踏まえ、継続事業を中心に実施しつつ、本事業自体は3年後に廃止することとしたが、1年前倒しし平成22年度限りで廃止することとした。

行政事業レビューについて（平成22年7月）

< 縮減 >

- ・文化財の維持管理等の推進
- ・文化財保護対策の検討等
- ・美術館・博物館活動の充実
- ・鑑賞・体験機会等充実のための事業推進
- ・アイヌ関連施策の推進
- ・国宝重要文化財等の買上げ
- ・国有文化財の保存整備等
- ・国宝・重要文化財等の保存整備等
- ・史跡等の買上げ

- ・独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費
- <現状維持>
 - ・平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上
 - ・平城宮跡地等整備費
 - ・独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費

具体的な達成手段

【事業概要等】	【21年度の実績】
古墳壁画緊急保存活用等（開始：平成 14 年度 終了： - 21 年度予算額： 461 百万円）	
古墳壁画の保存及び活用に向け、適切な処置を行う。	平成 21 年度は、検討会を開催し、報告書の取りまとめを行った。また、高松塚古墳壁画の修理、キトラ古墳壁画の取り外しや複製製作等を実施した。
史跡等公有化助成（開始：昭和 32 年度 終了： - 21 年度予算額： 15,334 百万円）	
土地利用制限を受けている史跡等の土地所有者の要望に応えるとともに、史跡等の保護、その後の整備・活用に万全を期す。	平成 21 年度は、史跡等に指定している民有地のうち 110ha の公有化を行った。
史跡等整備活用事業（開始：昭和 49 年度 終了： - 21 年度予算額： 6,261 百万円）	
歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存・活用等を図るための経費に対し、補助を行う。	平成 21 年度は、477 件の保存・活用事業に対し、補助を行った。
埋蔵文化財発掘調査等（開始：平成 16 年度 終了： - 21 年度予算額： 3,509 百万円）	
埋蔵文化財包蔵地の分布調査等や発掘された出土品の保存処理、公開活用に係る経費に対し、補助を行う。	平成 21 年度は、816 件の発掘調査等に対し、補助を行った。
文化財の保存修理等（開始：昭和 25 年度 終了： - 21 年度予算額： 8,210 百万円）	
重要文化財等の保存修理に係る経費に対し、補助を行う。	平成 21 年度は、建造物については、重要文化財の保存修理 148 件、登録文化財の保存修理に係る設計監理 13 件、重要伝統的建造物群保存地区内の建造物の修理・修景 69 箇所、美術工芸品については 124 件、計 354 件の保存修理事業に対し、補助を行った。
文化財の防災施設等（開始：昭和 25 年度 終了： - 21 年度当初予算額： 914 百万円、補正予算額 1,048 百万円）	
建造物の防災機能の整備等に係る経費に対し、補助を行う。	平成 21 年度は、当初予算で 58 件の防災機能の整備等に対し、補助を行った。また、特に緊急を要する重要文化財の防災対策、国宝の防犯対策について補正予算を計上し、46 件の補助を行った。
国宝・重要文化財等買上げ（開始：昭和 25 年度 終了： - 21 年度予算額： 1,637 百万円）	
国民共有の財産である文化財の散逸等を未然に防ぐとともに、国民の鑑賞機会の充実を図るため、重要文化財等の買上げを実施する。	平成 21 年度は 17 件の重要文化財等の買上げを行った。
国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例（開始：昭和 45 年度 終了： - 21 年度予算額： - 百万円）	
国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館に対する重要文化財等の譲渡所得を非課税とする（重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡については 2000 万円を限度とする特別控除）。	平成 21 年度は、3 件の国等による購入が行われた。
無形文化財等の次世代への継承・発展（開始：昭和 27 年度 終了： - 21 年度予算額： 723 百万円）	
重要無形文化財保持者等が行う技術の錬磨、後継者養成事業及び実技指導等への支援並びに無形文化財等の公開活用等事業を行い、我が国の伝統的なわざの次世代への継承・発展を図る。	平成 21 年度は、重要無形文化財保持者・保持団体及び選定保存技術の保持者・保持団体等への助成・補助を行うとともに、重要無形文化財保持者等の作品を出品する「わざと美展」等の公開事業の開催、資材採取等の研修を行った。
伝統文化こども教室事業（開始：平成 15 年度 終了： 21 年度予算額： 2,002 百万円）	

<p>次代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、武道、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などを計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する。</p>	<p>平成 21 年度は、5,232 件の事業採択を行った。 ・対象学齢：小学生・中学生 ・実施主体：各地域において伝統文化の継承や普及等の活動を行う各種団体 ・参加人数・実施回数：10 人以上・10 回以上 ・効果：我が国の長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子どもたちが歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、尊重する態度を育て、豊かな人間性を涵養</p> <p>なお、本事業については、行政刷新会議による事業仕分けの結果、国の事業として行わないとの評価をされたところである。また、事業仕分けに対する国民から意見を踏まえ、継続事業を中心に実施しつつ、本事業自体は3年後に廃止することとしたが、1年前倒しし平成 22 年度限りで廃止することとした。</p>
<p>NPO 等による文化財活用事業の推進（開始：平成 18 年度 終了：22 年度 21 年度予算額：23 百万円）</p>	
<p>文化財建造物の管理やイベントの企画・運営等を通じて文化財保護に参加している NPO 等が、文化財の基本的な考え方や適正な取り扱いについての知識を蓄積し、文化財の中長期的な管理を自立的に担っていけるような総合支援の仕組みを構築する。</p>	<p>平成 21 年度は、NPO 等の団体から提案のあった文化財建造物の管理活用の取組のうち、特に優れた 12 件を採択し、事業を委嘱した。</p>
<p>日本の文化遺産保存活用等活性化事業（開始：平成 19 年度 終了：21 年度 21 年度予算額：24 百万円）</p>	
<p>文化財の保存と活用に携わる市民団体や NPO 法人等の文化財支援団体が一堂に会し情報交換をする機会を設けるとともに、それらの団体の活動状況を把握し、情報発信することにより、文化財保護活動に対する取組を充実させる。</p>	<p>平成 21 年度は、文化財支援団体が一堂に会して情報交換する研究協議会を行うとともに、ポスター発表では、文化財の保存・活用に携わる全国の市民団体等が参加して最新の活動状況を紹介する情報交換を東京と大阪において実施した。また、文化財支援団体の活動状況等に関する調査を行い、調査結果を文化庁のホームページに掲載した。</p>
<p>文化財総合的把握モデル事業（開始：平成 20 年度 終了：- 21 年度予算額：168 百万円）</p>	
<p>歴史文化基本構想を策定するための指針を策定するに当たっての課題を明らかにするため、複数の市町村にモデル事業を委託する。</p>	<p>平成 21 年度は、20 地域（23 市町村）件に委託し、各市町村が地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想である「歴史文化基本構想」を策定する際の方方向性や課題を検討し、一定の成果を得た。</p>

（参考）関連する独立行政法人の事業（なお、当該事業の評価は文部科学省独立行政法人評価委員会において行われている。評価結果については、独法評価書を参照のこと）

独法名	22年度予算額	事業概要
国立文化財機構	12,184 百万円	博物館を設置して文化財の収集・保管・公開を行うとともに、文化財に関する調査・研究を行い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図っている。

22 年度に開始された事業の概要、予定指標（これらは 21 年度実績評価の結果に関係するものではない）

【事業概要等】	【目標・設定予定の指標】
<p>緊急防災施設耐震改修（終了：平成 26 年度 22 年度予算額：255 百万円）</p>	
<p>近畿 2 府 4 県の国宝・重要文化財（建造物）を対象に、設置後 30 年を経過した消火設備等の耐震改修を行う。</p>	<p>対象となる 120 件について、5 年間を目処に耐震改修を完了させる。</p>
<p>地域伝統文化総合活性化事業（終了：- 22 年予算額：1,600 百万円）</p>	
<p>地域に伝わる文化財の保存・継承を推進するとともに、その積極的な活用を図って、有形・無形の歴史的な文化遺産を活かしたまちづくりを推進し、文化財の一層の確実な保護と地域の活性化に資する。</p>	<p>地域の伝統文化に関する以下の活動に関する指標を予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動（発表会、展示会、講演会、シンポジウム等）の開催数 ・人材育成（伝承者養成、文化財保護に対する協力者の養成）に参加した人数 ・伝統行事に使用される用具の修理を行った点数 ・修理や伝統行事に用いる材料を生産した数 ・記録作成を行った点数 ・調査研究活動の回数